

介護保険総合データベース

要介護認定情報・介護レセプト等情報について

介護保険総合データベースについて

1. 介護保険総合データベース（介護DB）の概要

<介護DBとは>

- 介護給付費明細書（介護レセプト）等の電子化情報を収集し、厚生労働省が管理するサーバー内へ格納（平成25年度より運用開始）。

<収集目的>

- 介護保険事業計画等の作成・実施等及び国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため（※）

<保有主体>

- 厚生労働大臣

※ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年5月26日成立）により、収集目的を規定するとともに、市町村等によるデータ提出等を義務化。

（参考）介護保険法（平成9年法律第123号） 抄

第118条の二 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項

2 市町村は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

（出典）社会保障審議会介護保険部会（第59回）資料4（一部改変）

2. 格納されているデータについて（要介護認定情報）

- ① 市区町村が要介護認定に用いた調査の結果
- ② 市区町村で個人情報匿名化された上で、介護DBへ格納される。
- ③ 格納件数：約5,161万件（平成21年4月～平成30年2月）
- ④ 格納されている主なデータ
 - 1) 要介護認定一次判定
 - ・基本調査74項目
 - ・主治医意見書のうち、短期記憶、認知能力、伝達能力、食事行為、認知症高齢者の日常生活自立度の項目
 - ・要介護認定等基準時間
 - ・一次判定結果
 - 2) 要介護認定二次判定
 - ・認定有効期間
 - ・二次判定結果

2. 格納されているデータについて（介護レセプト等情報）

- ① 審査支払機関である国民健康保険団体連合会を經由して、保険者へ請求される介護レセプトに記載されている内容
- ② 国民健康保険団体連合会を經由して収集され、個人情報that匿名された上で、介護DBへ格納される。
- ③ 格納件数：約 8.6億件（平成24年4月～平成29年11月サービス提供分）
- ④ 格納されている主なデータ

要介護者等に関する情報	
属性	サービス内容
性別	サービスの種類
生年月	単位数
要介護状態区分	日数
認定有効期間	回数
保険分給付率	・・・

要介護認定情報・介護レセプト等情報の 第三者提供について

要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会(第三者提供)

- 介護保険総合データベースに格納された要介護認定情報・介護レセプト等情報の第三者提供について検討するため「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議」を設置。
- これまで3回開催し、第三者提供に係る告示・要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドラインを発出、データ提供申出受付を開始し、データ提供の可否に係る初回審査を実施。
- 今後、承諾された提供申出についてデータ提供を行う予定。

検討の経緯

○第一回(2018年3月14日)

- ・要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する検討事項の確認
- ・ガイドライン(案)の検討
- ・提供するデータセットに関する検討

○第三者提供に係る告示の発出(2018年6月1日発出)

「介護保険法第118条の2第2項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針」(厚生労働省告示第240号)

○第二回(2018年7月5日)

- ・提供するデータセットに関する検討
- ・模擬申出に対してガイドライン(案)に基づいた模擬審査の実施

⇒ 要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドラインを発出(2018年7月26日)

- ・事前説明会開催後、提供申出受付開始(2018年8月)

○第三回(2018年11月14日)

- ・提供申出について提供の可否を審査。

○今後の予定

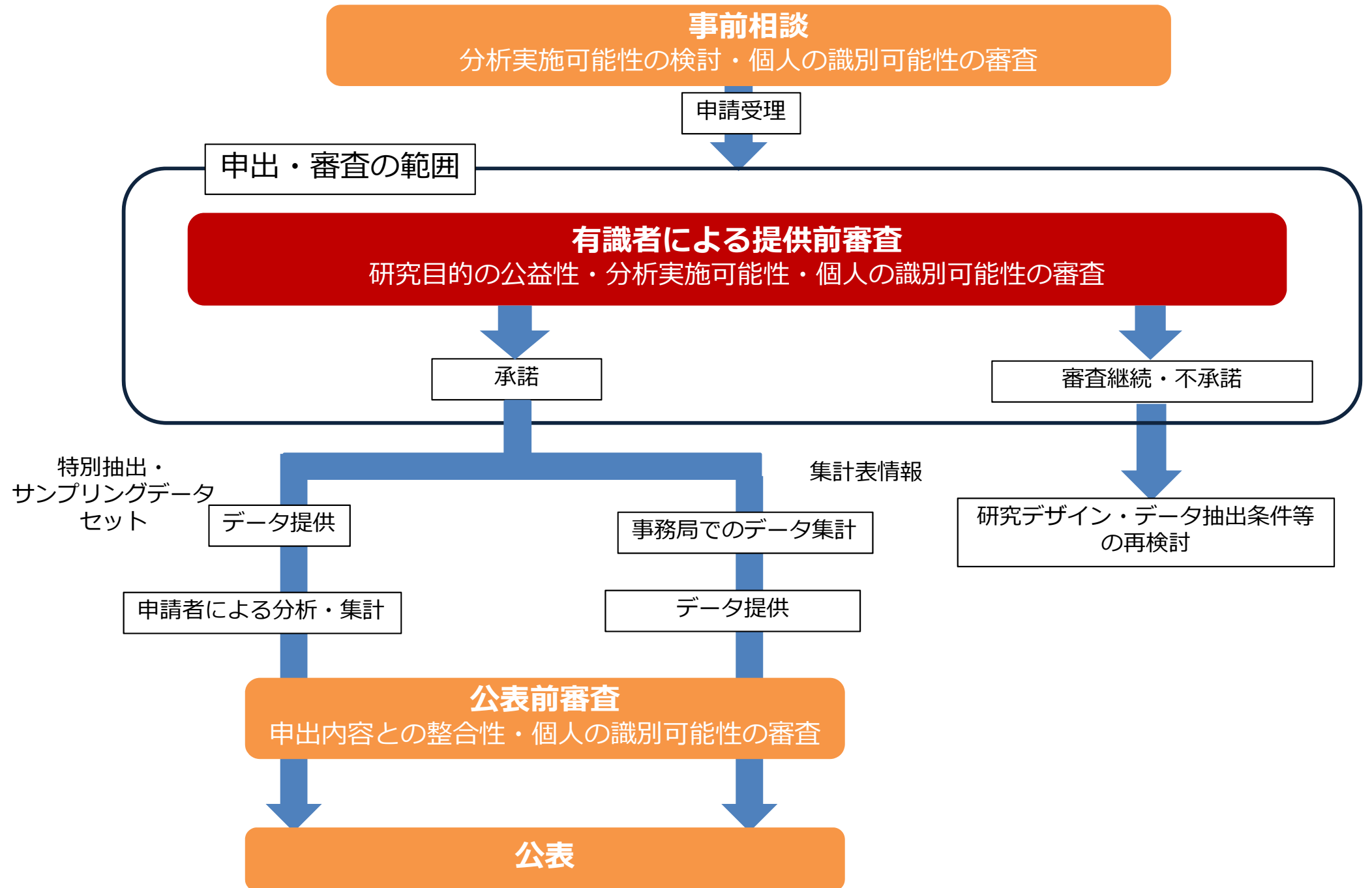
- ・承諾された提供申出について、データ抽出後に提供。
- ・概ね3ヶ月に一度のペースで審査を行う予定。

構成員

荒木暁子	公益社団法人日本看護協会常任理事
石川広己	公益社団法人日本医師会常任理事
石本淳也	公益社団法人日本介護福祉士会会長
市川衛	NHK科学・環境番組部チーフ・ディレクター
今村知明	奈良県立医科大学教授
齋藤俊哉	国民健康保険中央会理事
瀬戸雅嗣	公益社団法人全国老人福祉施設協議会理事・統括幹事
高橋肇	公益社団法人全国老人保健施設協会常務理事
千葉正展	独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンター参事
仲井培雄	一般社団法人日本慢性期医療協会常任理事
馬袋秀男	民間介護事業推進委員会代表委員
濱田和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
藤井賢一郎	上智大学社会人間科学部社会福祉学科准教授
藤井康弘	全国健康保険協会理事
松田晋哉	産業医科大学公衆衛生学教授
松山裕	東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻生物統計学教授
武藤香織	東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター公共政策研究分野教授
◎山本隆一	一般財団法人医療情報システム開発センター理事長

◎は座長

審査の流れ



提供するデータの種類

	特別抽出	サンプリング データセット	集計表情報
基本的な イメージ	申出者の要望に応じ、データベースにある全データのなかから、該当する個票を抽出し、提供する	探索的研究へのニーズに対応し、抽出、匿名化等を施して安全性に十分配慮した、単月分のデータセット	申出者の要望に応じ、データを加工して作成した集計表を提供する
提供データ	個票	一部匿名化等を行った個票	集計表
含まれている データ項目例	要介護認定情報・介護レセプト等情報に含まれている、ほぼすべての項目	希少な情報があらかじめ匿名化・削除された介護レセプトデータ	集計表
利用にあたり 具備すべき セキュリティ	データ利用時に、情報セキュリティマネジメントシステムを確実に運用できる利用環境を整える	特別抽出で求められるセキュリティ水準と比較してある程度具備しやすいセキュリティ水準での利用が可能	
想定される 利用者像	介護レセプト研究に一定の知見があり、申出内容や抽出条件を吟味し、大量のデータを高速に処理することを想定している利用者	介護レセプト研究に関心はあるが経験がまだ十分でなく、データの特徴や各項目の概要を把握したいと考えている利用者	集計された結果を必要とし、データ処理を行うことを想定していない利用者

參考資料

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト等情報

○介護DBに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト等情報の構成は以下のようになっている。

○一部、データ利用に際して注意を要するレコードが存在する。

1. 要介護認定情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
要介護認定情報 (D_NINTEI)	<ul style="list-style-type: none">認定調査項目、主治医意見書の項目（認知症自立度Ⅱ以上の蓋然性判定ロジック等に必要項目のみ）、一次判定結果、認定審査会資料の項目（要介護認定等基準時間、中間評価項目得点等）、認定有効期間等の情報が収録されている。	○	

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報 (基本情報レコード) (DT1111_H1)	<ul style="list-style-type: none">介護給付費明細書に記載されている要介護者等の生年月、性別、要介護度、保険請求額及び自己負担額の合計値の情報が収録されている。	○	

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト等情報

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報 (明細情報レコード) (DT1111_D1)	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援・介護予防支援及び償還払いサービスを除く介護サービスの介護給付費明細書に記載されている介護サービスの種類、介護給付費単位数等サービスコード、サービス単位数、日数・回数等の情報が収載されている。 	○	
給付実績情報（緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード） (DT1111_D2)	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設における短期入所療養介護の介護給付費明細書に記載されている緊急時施設療養費について、治療開始年月、往診日数、通院日数、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数等の情報が収載されている。 	○	
給付実績情報（特定診療費・特別療養費情報レコード） (DT1111_D3)	<ul style="list-style-type: none"> 介護療養型医療施設・介護老人保健施設の介護給付費明細書に記載されている特定診療費及び特別療養費について、保険回数、保険サービス単位数等のデータが収載されている。 	○	
給付実績情報 (食事費用情報レコード) (DT1111_D4)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険施設の介護給付費明細書に記載されている食事費用に関するデータ項目。 	×	H17年10月介護報酬改定において食事費用は廃止されているため、データが格納されていない。
給付実績情報（居宅サービス計画費情報レコード） (DT1111_D5)	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援・介護予防支援の介護給付費明細書に記載されている介護サービスの種類、介護給付費単位数等サービスコード、サービス単位数、担当介護支援専門員番号等のデータが収載されている。 	○	

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト等情報

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報（福祉用具販売費情報レコード） （DT1111_D6）	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具販売費における福祉用具の購入日、購入金額、商品名、福祉用具の品目コード、製造した事業者名、販売した事業者名等のデータが収録されている。 	×	いわゆる償還払いのサービスであり国民健康保険団体連合会に事務委託を行っている保険者のデータのみが蓄積されている。
給付実績情報（住宅改修費情報レコード） （DT1111_D7）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修費における住宅改修着工年月日、住宅改修事業者名、改修金額等のデータが収録されている。 	×	いわゆる償還払いのサービスであり国民健康保険団体連合会に事務委託を行っている保険者のデータのみが蓄積されている。
給付実績情報（高額介護サービス費情報レコード） （DT1111_D8）	<ul style="list-style-type: none"> 高額介護サービス費に関連する情報として、利用者負担額、支給額等のデータが収録されている。 	○	
給付実績情報（特定入所者介護サービス費用情報レコード） （DT1111_D9）	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険施設等の介護給付費明細書に記載されている特定入所者介護サービス費（いわゆる食費・居住費（滞在費）の補足給付）に関するデータとして、介護給付費単位数等サービスコード、負担限度額、保険分請求額、利用者負担額、日数等のデータが収録されている。 	○	

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト等情報

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報（社会福祉法人軽減額情報レコード） （DT1111_DA）	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費明細書に記載されている社会福祉法人軽減額に関する情報として、サービス種類コード、軽減率、軽減額等のデータが収載されている。 	○	
給付実績情報（ケアマネジメント費情報レコード） （DT1111_DB）	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント費に関するデータが収載されている。 	×	介護予防ケアマネジメントの審査・支払業務について国民健康保険団体連合会に事務委託を行っている保険者のデータのみが蓄積されている。
給付実績情報（所定疾患施設療養費等情報レコード） （DT1111_DC）	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設の介護給付費明細書に記載されている緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費について、緊急時治療開始年月日、往診日数、通院日数、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数等のデータが収載されている。 	○	
給付実績情報（明細情報（住所地特例）レコード） （DT1111_DD）	<ul style="list-style-type: none"> 住所地特例が適用されている介護サービスの要介護者等について、介護サービスの種類、介護給付費単位数等サービスコード、サービス単位数、日数、回数等のデータが収載されている。 	○	
給付実績情報 （集計情報レコード） （DT1111_T1）	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費明細書に記載されている情報について、介護サービス種類別の集計情報のデータが収載されている。 	○	

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト等情報

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付管理票情報 (DT1121)	<ul style="list-style-type: none">給付管理票に関する情報として、要介護者等の性別、要介護度、支給限度額、利用している介護サービスの事業所番号、担当介護支援専門員番号等のデータが収録されている。	○	
事業所台帳情報 (基本情報) (DT5142)	<ul style="list-style-type: none">事業所の属性に関する情報として、事業所番号、法人等種別、指定／基準該当等事業所区分等のデータが収録されている。	○	
事業所台帳情報 (サービス情報) (DT5243)	<ul style="list-style-type: none">事業所の属性に関する情報として、事業所番号、サービス種類、事業開始年月日、事業休止年月日、事業廃止年月日、地域区分、サービス提供体制に関する各種加算の情報等のデータが収録されている。	○	
事業所台帳情報 (介護支援専門員情報) (DT5245)	<ul style="list-style-type: none">介護支援専門員の属性に関する情報として、事業所番号、介護支援専門員番号、主任介護支援専門員資格の有無等のデータが収録されている。	○	

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト等情報

2. 介護レセプト等情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
保険者台帳情報 (DT5441)	<ul style="list-style-type: none">保険者の属性に関する情報として、保険者番号、保険者区分（単独保険者・政令市・広域連合）等のデータが収録されている。	○	
広域連合情報 (行政区情報) (DT5641)	<ul style="list-style-type: none">広域連合の属性に関する情報として、保険者番号、構成市町村の市町村番号等のデータが収録されている。	○	
市町村固有情報 (DT5541)	<ul style="list-style-type: none">固有情報として、保険者番号、区分支給限度基準額、種類支給限度基準額等のデータが収録されている。	○	
受給者台帳情報 (DT5341)	<ul style="list-style-type: none">被保険者の属性に関する情報として、資格取得年月日、資格喪失年月日、要介護度、認定有効期間、住所地特例適用開始年月日、住所地特例適用終了年月日等のデータが収録されている。	○	

【研究内容・抽出について】

- 公益性の高い学術研究に提供していくことを基本的な方針としており、審査にあたっては研究内容の把握が非常に重要。
- また、ガイドラインにおいては、研究を実施する上で「必要最小限の範囲」でのデータ提供を行うことを基本的な考え方としており、こうした観点からも研究内容を適切に申出書上明らかとする必要がある。
- 「個人の識別可能性を下げる」という原則に鑑み、「対象者が極めて限定される可能性がある」申出は慎重な審査を行う。
- 多数の項目を用いた探索的研究や、サービス種類コードにおける各種加算どれかひとつでも「全て求める」という要望の申出は、慎重な審査を行う。
- 「複数の研究」が1申出に盛り込まれている場合は、慎重な審査を行う。
- 研究に際して抽出項目の指定や研究目的と抽出項目との関連については、慎重な評価を行う。
- データ提供にあたっては、研究内容を勘案し、「必要最小限の範囲」で必要な情報を提供することとしていることから、具体的な個々のデータの集計方法、解析方法まで分解した記述が必要。

【セキュリティ要件について】

- 「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の実践等」を求めていることに鑑み、セキュリティ規程が一部もしくは全て欠けている事例は、不承諾とする。
- 入退室の管理が不十分であったり、利用者以外のアクセスが可能な場所で要介護認定情報等が利用される事例についても、不承諾とする。
- 研究者や所属施設、研究施設が複数（多数）にまたがる事例については、セキュリティ対策実践の難易度が上がると想定されるため、その対応について慎重な評価を行う。
- 技術的対策が不十分（ID管理、外部ネットワークとの接続など）な事例については、不承諾とする。

【公表について】

- ガイドライン 第12 2（1）の最小集計単位の原則を遵守。
 - ①要介護者等の集計単位が10未満となつてはいけない
 - ②介護事業所または市町村の属性情報を集計することにより、事実上、介護事業所が特定される場合、利用者の特定につながるリスクがあるため、介護事業所等の集計が3未満となつてはいけない
- 申出にあたっては、原則想定している全ての公表形式を（図表、グラフ等の形式）を明示する必要がある。
- その上で公表前に厚労省へ事前報告を行うことを徹底し、判断が必要と考えられるものについては、有識者会議にも公表形式の適切さについて諮ることとする。

サンプリングデータセットにおける審査方針

【研究内容・抽出について】

- サンプリングデータセットについては、個人の識別可能性を下げる処理がほどこされたデータセットであることから、「研究内容・抽出」については必ずしも「特別抽出」と同じ水準の審査方針を適用するのではなく、**抽出条件の詳細な指定は求めず、研究の概略が把握できるような申出であれば承諾とする。**

【セキュリティ要件について】

- サンプリングデータセットは、十分に個人の特定可能性を低くする処理を施した匿名性の高いデータであることに鑑みて、要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドラインにて『第6 4 (4) 要介護認定情報等の利用場所、保管場所及び管理方法』のうち、次の内容は審査対象外とされている。
 - 個人情報保護方針に従った対応
 - 来訪者の記録・入退室制限
 - 委託契約における安全管理の条項
 - 利用者が所属する組織の管理者の監督
 - 情報処理機器は専門知識を有する者が破棄
 - 外部保存を委託する機関に破棄を依頼した場合の「医療情報システムの安全管理に対するガイドライン」に準じた対応
 - 入退管理
 - 窃視防止対策

【公表について】

- サンプリングデータセットが10%以下の抽出率で抽出されたデータであることから、「要介護者の集計単位が10未満となつてはいけない」という原則については、サンプリングデータセットについては求めないこととする。

【研究内容・抽出について】

- 集計表情報から個人を特定することはほぼ不可能であるものの、他データとの照合により、照合したデータの個人が特定される可能性を否定できないことから、有識者会議による審査を経ることとする。
- 集計表のイメージが研究内容を反映したものであるか審査を行う。
- 単純なクロス集計であっても、集計単位が複層化していく場合、複雑さが増すと共に個人の特定可能性も高まることが想定される。このため、原則として、3次元までの集計とする

【セキュリティ要件について】

- 集計表に加工された情報を提供するのみであることに鑑み、要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドラインにて『第6 4 (4) 要介護認定情報等の利用場所、保管場所及び管理方法』のうち、次の内容は審査対象外とされている。
 - 個人情報保護方針に従った対応
 - 来訪者の記録・入退室制限
 - 委託契約における安全管理の条項
 - 利用者が所属する組織の管理者の監督
 - 情報処理機器は専門知識を有する者が破棄
 - 外部保存を委託する機関に破棄を依頼した場合の「医療情報システムの安全管理に対するガイドライン」に準じた対応
 - 入退管理
 - 窃視防止対策

【公表について】

- ガイドライン 第12 2 (1) の最小集計単位の原則を遵守。
- 申出にあたっては、公表を想定している全ての集計表を明示する必要がある。
- その上で公表前に厚労省へ事前報告を行うことを徹底し、判断が必要と考えられるものについては、有識者会議にも公表形式の適切さについて諮ることとする。